

一括有期事業報告書・一括有期事業総括表の記入について

3. 保険料の算定の仕方

建設の事業における労災保険料の算定方法には、「支払賃金」による場合と「請負金額」による場合があります。

1 支払賃金による算定

準備作業、周辺作業を含めその工事における元請、下請、孫請等のすべての労働者の賃金を正確に把握し、かつ、作業日報、賃金台帳の原本等の帳簿書類を3年間保存している場合は、支払い賃金に保険料率を乗じて保険料を算定してください。この場合、**通勤手当や賞与等の一時金も算入されますからご注意ください。**

なお、元請、下請等を問わず、事業主等の労働者とならない者の賃金は算入しないでください。

2 請負金額による算定（賃金総額を正確に算定することが困難なもの）

建設の事業において、一般的には請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、保険料率を乗じて保険料を算定しますが、その場合、請負金額とは、工事請負契約上の代金（平成27年4月1日以降に工事を開始した場合は消費税を除く）、つまり請負代金に、支給資材等の価格相当額や貸与された機械や資材の賃貸料及び損料相当額を加え、そして、告示によって特定された控除対象工事用物(注)のみを控除したものを請負金額といいます。

請負代金 契約金額・施主からの金銭給付	+	請負代金に加算する額 支給材の価格相当額+貸与物の賃貸料や損料相当額	-	請負代金から控除する額 下記（注）参照	=	請負金額
-------------------------------	---	--	---	-------------------------------	---	-------------

(注) 請負金額から控除する控除対象工事用物は、「機械装置の組立て又は据付けの事業」(業種番号36)の機械装置のみです。以下の「3 機械装置の範囲」を参照してください。

3 機械装置の範囲

労災保険料の算定にあたって、請負代金から控除することができる、「機械装置の組立て又は据付けの事業」(業種番号36)における機械装置の範囲については、下記のとおり具体例が示されています。

- | | | |
|---------------|-------------------|----------------------------|
| 1. 湿式排煙脱硫装置 | 8. 発泡ポリスチレンプラント | 15. 水力発電設備 |
| 2. 火力発電所ボイラー | 9. 電気集塵装置 | 16. 索道(ロープウェイ、ゴンドラリフト、リフト) |
| 3. 原子炉 | 10. ガス発生装置 | |
| 4. ゴミ焼却装置 | 11. 水処理設備 | |
| 5. 原子力発電所タービン | 12. エレベーター | |
| 6. 抄紙機(改造) | 13. エスカレーター | |
| 7. 連続鑄造機 | 14. 石油精製、石油化学プラント | |

一括有期事業における事業の種類

一括有期事業については、事業の種類ごとにそれぞれ異なった労災保険率が適用されるため、前年度中に終了した事業（工事等）をその種類ごとに取りまとめて保険料を算定する必要があります。事業の種類決定、分類は保険料額に直接影響する重要な事項です。事業の種類決定に当たっては、下記の説明を参照し適正な分類をして下さい。

31. 水力発電施設、ずい道等新設事業

この分類には、水力発電施設新設事業、高えん堤新設事業及びずい道新設事業（内側巻替え及び外巻きの事業含む。）並びにこれらの事業に附帯して当該事業現場内で行われる事業が該当する。

なお、ずい道新設事業の態様をもって行われる道路、鉄道、軌道、水路、煙道、建築物等の建設事業、内面巻立て後のずい道内において土圧を保てるものと認められるコンクリート吹付け工法による巻立てを行う事業は、本分類に含まれる。

また、内面巻立て後のずい道内において道路舗装、砂利散布又は軌条の敷設を行う事業及び建築物の建設を行う場合は、除外事業としてそれぞれ該当する事業の種類に分類される。

（注）推進工法による管の埋設の事業については、管の内径のいかんにかかわらず「37 その他の建設事業」の労災保険率を適用する。

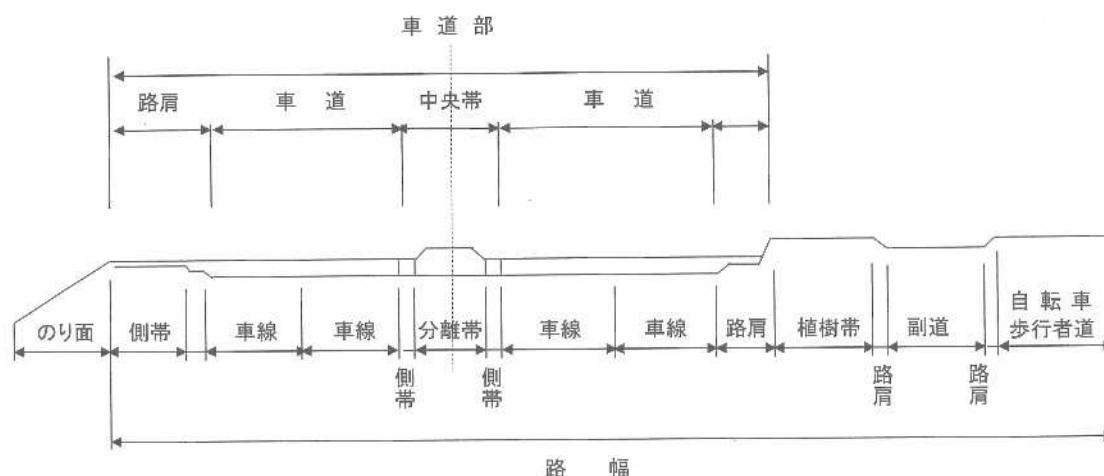
32. 道路新設事業

この分類には、道路の新設事業、**路幅の拡張**の事業、**路線変更**の事業及びこれらに附帯して行われる事業が該当する。

なお、道路新設事業に伴うずい道新設工事又は建築工事については、除外事業として、「31 ずい道新設事業」又は「35 建築事業」に分類されるが、道路新設事業に係る総請負金額のうち、当該ずい道新設工事に係る施工経費が1000万円未満若しくは、総請負金額の10%未満であるとき、又は、当該建築工事に係る施工経費が500万円未満若しくは、総請負金額の10%未満であるときは、当該道路新設工事全体が本分類に含まれる。

《参考》

路幅とは



33. 舗装工事業

この分類には、道路、広場等の舗装又は砂利散布を行う事業及び広場の展圧又は芝張りを行う事業が該当する。ここで、舗装とは、下層路盤から表層までの一連の作業工程の全部又は一部をいう。

注1) 舗装工事業の取り扱いについて

- ① 道路新設工事に伴う舗装工事が道路新設工事とは異なる請負契約により締結されている場合には「33 舗装工事業」の労災保険率を適用する。
- ② 道路新設工事に伴う舗装工事が、道路新設工事と同一の請負契約によって施工される場合は「32 道路新設事業」の労災保険率を適用する。
- ③ 路幅の拡張工事に伴う舗装工事が、事業として独立している場合には「33 舗装工事業」の労災保険率を適用する。

注2) 道路改修等工事（改修、復旧、維持の工事）と舗装工事を同一の請負契約によって併せ行う場合の労災保険率の適用は、完成される工作物により行い、完成される工作物により難い場合は主たる工事、作業によること。なお、主たる工事の判断は、それぞれの工事、作業に係る賃金総額の多寡によること。

注3) 道路、鉄道又は軌道の改修又は復旧工事に伴い砂利散布を行う事業は「37 その他の建設事業」に含まれる。

34. 鉄道又は軌道新設工事業

この分類には、鉄道又は軌道新設線の建設を行う事業及び複線化工事等新設の態様をもって施工される事業並びにこれらに附帯して行われる事業が該当する。

なお、鉄道又は軌道新設事業においてずい道新設工事の態様又は建築工事の態様をもって行われる工事及び建築工事用機械以外の機械の組立て又は据付けを行う工事は、除外工事としてそれぞれ該当する事業の種類に分類される。

35. 建築事業

新築、増改築に伴う建物内部工事はこの分類に含みます。

又、既設の建物でも、外壁、屋根等外部が主の工事もこの分類となります。

この分類には、建築物及び橋りょうの新設、改修、復旧、維持、解体等を行う事業及びこれらに附帯して行われる事業が該当する。

（事業の種類の詳細目）

- (1) 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業
- (2) 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業
- (3) 橋りょう建設事業（下部工事、上部工事）
- (4) 建築物の新設に伴う設備工事業（電話の設備、給排水等の設備、冷暖房の設備等各種設備工事及び土地に定着する工作物への塗装工事）
- (5) 建築物の新設に伴う電気の設備工事業
- (6) 送電線路又は配電線路の建設（埋設を除く）の事業
- (7) 工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去を行う事業

工作物の解体については、「37 その他の建設事業」に分類される場合もある。

(P8(5)解体についてを参照)

(8) その他の建築事業

- ・野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りのスタンドの建設事業
- ・たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業
- ・鉄塔又は跨線橋（跨線道路橋を除く）の建設事業
- ・煙突、煙道、風洞等の建設事業
- ・やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業
- ・門、塀、柵、庭園等の建設事業
- ・炉の建設事業
- ・通信線路又は鉄管の建設（埋設を除く）の事業
- ・信号機または可変式道路情報装置の建設事業
- ・配水池、プール等の建設事業（地上に構築するもの）
- ・し尿処理施設、下水処理施設又は污水处理施設の建設を行う事業
- ・機械装置の組立て又は据付けを伴う工場の建設を行う事業

注1) 建設工事用機械以外の機械の組立て又は据付けの事業のうち、建築物の新設に伴って行われるエレベーター、エスカレーター、冷凍機、空気調節機、ボイラー等の機械の据付け事業は除外事業として「36 機械装置の組立て又は据付けの事業」の労災保険率を適用する。

注2) 開さく工法による地下道の建設事業について

- ① 開さく工法（オープンカット工法）による地下道（専ら歩行者の通行の用に供することを目的とする地下道、例えば道路横断地下道、駅構内地下道及び建築物間の地下道等）の建設を行う事業は「35 建築事業」の労災保険率を適用する。
- ② 開さく工法以外の工法で施工される地下道の建設を行う事業は「31 ずい道新設事業」の労災保険率を適用する。
- ③ 地下道の建設を行う事業で、工事区間に前記①及び②の工法が合わせ施工される場合は、それぞれ「35 建築事業」及び、「31 ずい道新設事業」の労災保険率を適用する。

注3) 太陽光発電設置装置の設備工事は、その規模等にかかわらず「35 建設事業」の労災保険率を適用する。

38. 既設建築物設備工事業

この分類には、主として**既設建築物内部において各種設備工事を行う事業及び室内の塗装、建具の取付けその他の内装工事を行う事業が該当する。**

なお、主として**外部において高所作業により既設建築物の設備工事を行う事業は「35 建築事業」に含まれる。**

注1) 建築物の新設に伴う内部設備工事業又は内装工事業は、たとえ分割発注であっても、本分類から除かれ「35 建築事業」に分類される。

注2) 既設建築物の内部で行われる工事において、建設工事用機械以外の機械の組立て又は据付けを行う工事は、除外事業として「36 機械装置の組立て又は据付けの事業」に分類される。

36. 機械装置の組立て又は据付けの事業

この分類には、各種機械装置の組立て又は据付けを行う事業及びこれに付帯して行われる事業が該当する。

なお、建設工事において、当該建設工事に使用するための機械の組立て又は据付けを行う事業は、当該建設工事に附帯する事業として取り扱う。

○工事用物である機械装置の範囲について

機械装置とは、機械装置の本体、附属装置及び附属品（例えば、パイプ、配線・配管材料、専用工具、保温材）をいう。

- 本分類は、労務費率「組立て又は取付けに関するもの」と「その他のもの」に区分してあるが、「その他のもの」に該当するのは機械装置の基礎台の建設を行う事業のみである。
- 機械装置の組立て又は据付けを伴う修繕及び部品等の取替えは、本分類に含まれる。
- 機械装置の保守、点検は「その他の事業」(9416)となります。

37. その他の建設事業

この分類には、ずい道、道路、鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持を行う事業、沈没物の引揚げの事業等他に分類されない建設事業及びこれらの事業に附帯して行われる事業が該当する。

(事業の種類の細目)

- (1) えん堤の建設事業（高さ20m未満のもの）
- (2) ずい道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業
- (3) 道路の改修、復旧又は維持の事業（路幅の拡張を伴うものは「32 道路新設事業」）
- (4) 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業
- (5) 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業
- (6) 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業
- (7) 貯水池、鉍毒沈殿池、プール等の建設事業（地下に構築するもの）
- (8) 水門、樋門等の建設事業
- (9) 砂防設備（植林のみによるものを除く）の建設事業
- (10) 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業
- (11) 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立て事業
- (12) 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業（建築に伴う造成工事は「35 建築事業」）
- (13) 造園の事業
- (14) 地下に構築する各種タンクの建設事業
- (15) 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業
- (16) さく井事業
- (17) 工作物の解体事業（P8（5）解体についてを参照）
- (18) 沈没物の引揚げ事業
- (19) その他の各種建設事業

注1）路面標識等の表示を行う事業（路面表示業）は、道路附属施設を設置する工事として建設事業として取り扱い「37 その他の建設事業」の労災保険率を適用する。

注2）ケーソン（函塊）製作工事は、防波堤あるいは岸壁建設工事等のために行うものであるから「37 その他の建設事業」の労災保険率を適用する。

注3）道路、家屋その他の建築物等の除雪作業を行う事業については「37 その他の建設事業」の労災保険率を適用する。

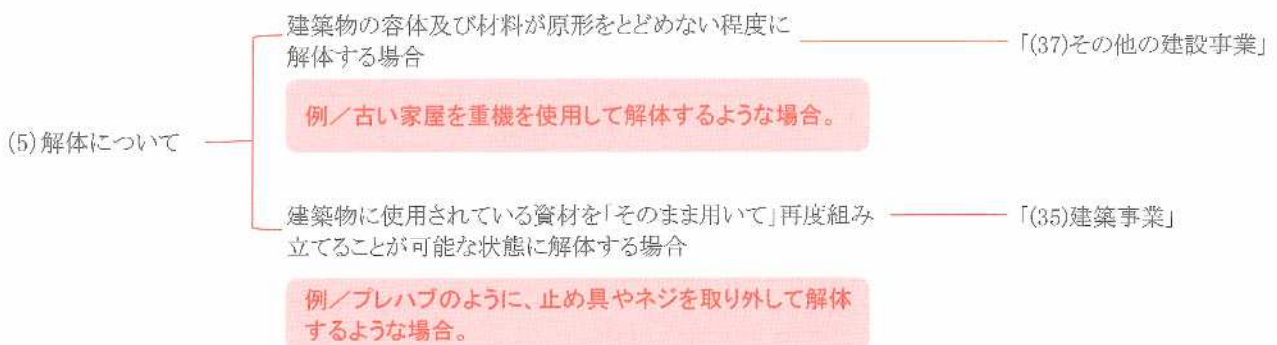
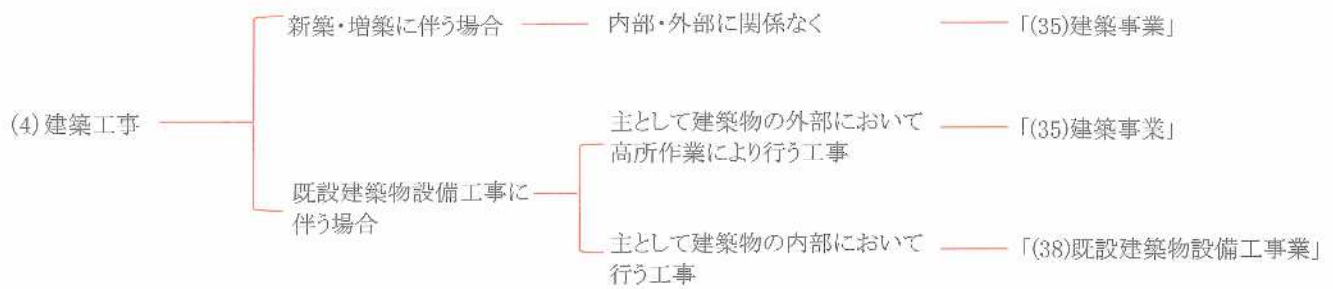
注4）建設事業の一部を請負っている生コンクリートの圧送を行う事業は建設事業として取り扱う。したがって、生コンクリートの圧送を行う事業主が下請負人となる場合には、当該建設事業に係る元請負人を事業主として保険関係を成立させる。

また、生コンクリートの圧送を行う事業主が建設事業の元請負人となる場合は、当該建設事業を独立した事業（有期事業又は一括有期事業）として保険関係を成立させるものとする。なお、この場合の労災保険率は完成される工作物により決定する。

注5）給排水管工事については「37 その他の建設事業」の労災保険率を適用するが、新設建築物の屋内配管工事に伴って配水管より敷地内に引き込む給水管の埋設工事の事業は「35 建築事業」の労災保険率を適用する。

労災保険率の適用概略図





一括有期事業報告書・総括表作成

一括有期事業報告書には、令和6年度中に終了した一括有期対象工事（元請分）をもれなく「期間」別、「事業の種類」ごとに分けて計上してください。

平成27年4月1日以降の事業開始の工事については、消費税を除いた請負金額を計上してください。

労働保険										提出用	
一括有期事業報告書（建設の事業）											
労働保険番号		事業の名称		事業場の所在地		事業の期間		① 請負金額の内訳		② 労務費率	
3 3 1 0 1 9 0 0 0 0 5 0 0 1								請負代金の額 請負代金に 加算する額 請負代金から 控除する額 請負金額		労務費率 賃金総額	
〇〇ハイツ新築工事		和歌郡和歌町		6 年 3 月 1 日から 6 年 11 月 30 日まで				30,000,000		23	
				年 月 日から 年 月 日まで							
				年 月 日から 年 月 日まで							
				年 月 日から 年 月 日まで							
				年 月 日から 年 月 日まで							
事業の種類		R6.3.31以前の同様のもの 建築事業		計				30,000,000		30,000,000	

前年度中（保険関係が消滅した日まで）に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

年 月 日

郵便番号(700 - 8611)

電話番号(086 - 225 - 2612)

住所 岡山市北区下石井1-4-1

事業主

株式会社 労働建設

代表取締役

労働 太郎

（法人のときはその名称及び代表者の氏名）

【注意】

- ① 報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業（工事）を開始したものと、同年4月1日以降に事業（工事）を開始したものとを別記すること。
- ② 社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

社会保険労務士 記載欄	氏名	電話番号

事業の種類	事業場の所在地	事業の期間	請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負金額	労務費率
□□ビル増築工事	岡山市北区	6 年 6 月 1 日から 7 年 1 月 31 日まで	50,000,000			50,000,000	23
☆☆医院新築工事	新見市新見	6 年 7 月 10 日から 7 年 3 月 31 日まで	100,000,000			100,000,000	23
10月分 △△部屋根工事他6件	岡山市北区	6 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 31 日まで	10,000,000			10,000,000	23
		年 月 日から 年 月 日まで					
		年 月 日から 年 月 日まで					
		年 月 日から 年 月 日まで					
		年 月 日から 年 月 日まで					
		年 月 日から 年 月 日まで					
		年 月 日から 年 月 日まで					
事業の種類	建築事業	計	160,000,000			160,000,000	

労務費率によって算定したものと
実支払賃金によって算定したもの
については、それぞれ別集計とし
てください。

請負金額500万円未満の工事は、事業の種類別に月単位でまとめ「〇月分
〇〇〇工事他〇件」のように記載する
ことも可能です。
但し、内訳表を作成し、保存しておい
てください。

事業の種類	事業場の所在地	事業の期間	請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負金額	労務費率
既設建築物設備工事業		年 月 日から 年 月 日まで	51,450,000			51,450,000	

- ① 一括有期事業報告書から、総括表で分類してあります事業の種類・工事開始時期ごとに請負金額及び賃金総額を転記し、労務費率を乗じて賃金総額を算出(千円未満切捨)し、その額に該当する労災保険率を乗じて、業種ごとの確定保険料額を計算してください。
- ② メリット制が適用されている事業場は昨年度送付された「労災保険率決定通知書」により通知された改定労災保険率を乗じて得た額となります。新規メリット事業場は、概算保険料から適用となります。

*事業開始時期が平成19年4月1日以降の事業(工事)記入欄及び一般拠出金欄について

○平成19年4月1日以降開始した事業(工事)を、確定申告・納付する際は、一般拠出金の申告・納付も必要です。

(計算式) 一般拠出金 = 一括有期事業総括表 賃金総額欄の合計 × 0.02/1000(一般拠出金率)

別添様式 労働保険等 令和 6 年度一括有期事業総括表 (建設の事業)

事業 1 送付

一括有期事業報告書 2 枚送付

労働保険番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務費率	賃金総額	保険料率	保険料額
業種番号						基本料率	加算料率
31	水力発電施設、ダム等建設事業	平成30年3月31日以前のもの		19		79	
		令和6年3月31日以前のもの		19		34	
32	道路新設事業	平成30年3月31日以前のもの		20		11	
		令和6年3月31日以前のもの		19			
33	舗装工事業	平成30年3月31日以前のもの		18		9	
		令和6年3月31日以前のもの		17			
34	鉄道又は軌道新設事業	平成30年3月31日以前のもの		25		9.5	
		令和6年3月31日以前のもの		24		9	
		令和6年4月1日以降のもの		19			
35	建築事業	平成30年3月31日以前のもの	30,000,000	23	6,900	11	65,550
		令和6年3月31日以前のもの	160,000,000		36,800	9.5	349,600
		令和6年4月1日以降のもの				15	
38	既設建築物設備工事業	平成30年3月31日以前のもの		23		12	
		令和6年3月31日以前のもの	51,450,000		11,833		141,996
		令和6年4月1日以降のもの					
36	建築物の解体又は取付けに關するもの	平成30年3月31日以前のもの		40		6.5	
		令和6年3月31日以前のもの		38		6	
		令和6年4月1日以降のもの					
	その他の建設事業	平成30年3月31日以前のもの		22		6.5	
		令和6年3月31日以前のもの		21		6	
		令和6年4月1日以降のもの					
37	その他の建設事業	平成30年3月31日以前のもの		24		17	
		令和6年3月31日以前のもの		23		15	
		令和6年4月1日以降のもの					
	合計		241,450,000		55,533		557,146
					(①を除いた合計)	② 一般拠出金率	一般拠出金額 (②×③)
					55,533 千円	0.02	1,110 円

《一括有期事業報告書【事業の名称】の記載について》

・工事内容によって「事業の種類」(労災保険率)が変わります。契約書上の工事名称にとらわれず、工事内容を確認のうえ事業の種類を区分してください。

・「事業の名称」欄には、工事の内容がわかるように記載してください。

公共工事の場合は、契約工事名で記載してください。

例)「リフォーム工事」の記載は×・・・(35)建築 (38)既設 のどちらに分類となるかわかりません。

「リフォーム工事(屋根工事)」・・・(35)建築

「リフォーム工事(内装工事)」・・・(38)既設 のように記載してください。